

令和6年度 臼杵市地域おこし協力隊募集要項

1 はじめに

「はじめてなのに、なんだか懐かしい」そんな空気のある臼杵市。

大分県の南東部に位置し、大分市に隣接する人口約3万4千人の小さなまちです。年間を通して温暖で、おだやかな気候に恵まれています。中心部の風情ある石畳の城下町や、国宝の臼杵石仏などからは、古きよき日本を感じさせます。

地理的には海側と山側に分かれています。海側は豊かな漁場である豊後水道に面しているため水産業が盛んです。一方、山側のエリアは農業が盛んで、近年では市が草木等を発酵させた完熟堆肥を生産し、「土づくり」から関わり、有機農業に力を入れています。市独自の認証制度である「ほんまもん農産物」、学校給食へ有機野菜の導入、月に一度のマーケット「ひやくすた」の開催など、食環境が充実しています。さらに、400年以上前から続く味噌や醤油を中心とした醸造業や、地域の人々に愛され受け継がれてきた郷土料理など、さまざまな食文化が根付いており、その結果、2021年11月の「ユネスコ創造都市ネットワーク（食文化分野）」への加盟につながりました。

そんな臼杵市において、「地域おこし協力隊」の採用を平成26年度から始め、現在は有機農業担当隊員2名、地域づくり担当隊員2名の計4名が活動しています。

今回の令和6年度採用募集では、増え続ける空き家の社会問題に携わる仕事に取り組んでいただける方を募集します。

2 募集人員について

○一般隊員（空き家利活用担当隊員）： 若干名

3 業務内容について

臼杵市でも少子高齢化と増え続ける空き家問題は喫緊の課題となっています。平成26年度から空き家バンク事業に取り組んでおり、これまでの空き家登録延べ件数は429件、成約延べ件数は300件となっており、さらに取組を推進していく必要があります。

そこで、今回、採用する地域おこし協力隊の方には、空き家物件の掘り起こしや空き家バンク業務に関する業務支援に加え、「人のサポート力」で他市町村と差別化を図るため、関係団体等と連携しながら、空き家バンクなどで移住定住された方が、地域の中で安心して暮らしていただけるサポートや相談体制の構築を目指します。

そして、空き家バンク業務に携わった経験や人とのつながりをもとに、任期終了後の活動についてのロードマップを作成し、その後の起業・就業等へつなげていただきます。

【任期中の業務について】

- 空き家バンク業務（物件の掘り起こしや登録事務、内覧対応、および空き家問題解決に向けた地域や関係団体との連携等）に関する業務支援
- 移住・定住推進業務（移住定住相談や移住イベントへの参加等）に関する業務支援
- SNS・市報等での情報発信

【任期終了後の活動例について】

- 空き家バンクの運営を担う法人の設立・事業化、または当該法人への参画等
- 移住定住の相談対応や移住イベントの事業受託など、多業による起業等

4 応募資格について

次の要件をすべて満たす方とします。

- 臼杵市での定住にむけ、任期後の起業や就職等のビジョンを持ち活動できる方
- 満20歳以上（令和6年7月1日現在）で、心身ともに健康な方
- 3大都市圏（※注1）と政令指定都市又は地方都市（※注2）の区域に在住の方
- 地域おこし協力隊員として採用後、臼杵市に住民票を異動させることが可能な方（※注3）
- 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方（※注4）
- 普通自動車免許の運転資格を持っている方
- パソコン（ワード、エクセルなど）を利用して文書作成ができる方
- インターネットやSNS等を活用して情報発信ができる方
- 地域活動に意欲と情熱を持って参加し、地域住民とコミュニケーションを図れる方
- 臼杵市との縁を感じられる方

（注1）埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県を指します。

（注2）全部または一部が過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村のことです。

（注3）任用を受ける前に既に臼杵市に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については、原則として含みません。

（注4）地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項の詳細については、下記サイトを参照してください。

【e-gov 法令検索ページ】<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261>

5 勤務条件等について

- 勤務時間は、原則週4日、28時間の勤務とします。
- 報酬月額は、170,000円程度です。
- 雇用形態は、臼杵市会計年度任用職員としての採用となります。
- 雇用期間は、令和6年7月～令和7年6月を想定しています。なお雇用期間は毎年度更新し、最長3年間の雇用を予定しています。
- 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。
- 有給休暇制度があります。日数については、別途規定によります。
- 住居は、原則として自身で探していただきます。（引越費用や各種家賃の補助があります）
- 業務で使用するパソコン（庁舎内利用）・携帯電話（スマートフォンではありません。）は、市が貸与します。ただし、自宅等や活動先で使用するパソコンは準備していません。
- 業務で使用する車両は公用車を使用していただきます。なお「対人補償が無制限・対物補償が一千万円以上の任意保険」に加入済の自家用車を使用した場合は、活動時の燃料費を市が負担します。（自家用車の所有は必須ではありませんが、公共交通が都市部ほど発達していない臼杵市においては自家用車の持込や、転入後の購入をおすすめしています）
- その他業務に必要なものについては、予算の範囲内で市が用意します。

6 応募手続について

○提出書類

臼杵市ホームページ（<http://www.city.usuki.oita.jp/>）の『新着情報』より下記の提出書類①②をダウンロードし、内容を記入のうえ、提出してください。

提出書類① 臼杵市地域おこし協力隊員 応募用紙
※応募用紙は必ず手書きで記入してください。

提出書類② 臼杵市地域おこし協力隊員 レポート用紙
※レポート用紙はパソコン・タブレット端末などで作成して下さい。
文字数・枚数に制限はありません。

○申込み先

〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵72番1
臼杵市役所 地域力創生課 定住促進グループ 山崎あて
TEL：0972-63-1111（内線2301） /FAX：0972-63-7713
Eメール：kyoudou@city.usuki.oita.jp

○受付締切

令和6年5月31日（金）必着 ※合格者がいない場合は延長します。

7 選考の流れについて

応募受付後は以下の手順で選考を行い、それぞれの審査結果については文書で通知します。
なお選考内容についてはお答えできません。

第一次審査（書類審査）

提出していただいた書類をもとに随時選考を行い、結果をお知らせします。
合格者には第二次選考（面接）へと進んでいただきます。



第二次審査（面接審査）

第二次選考は面接審査のため、臼杵市へお越しいただきます。
なお、その際の会場までの交通費等の経費の一部（片道分）を補助します。



最終合格者について

最終合格者の決定については、令和6年6月末を予定しています。

8 お問い合わせ先

〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵72番1
臼杵市役所 地域力創生課 定住促進グループ 担当：山崎（やまさき）
TEL：0972-63-1111（内2301） FAX：0972-63-7713